

I 農業関係 インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォーム構築等の推進③

- GISを活用し、農業水利ストック情報データベースに登録されている国営造成施設の諸元、機能診断や点検整備結果等の情報を可視化し、情報プラットフォームに提供。(※ 国営造成農業水利施設の情報のGIS化を平成26年度から28年度で実施)
- 情報プラットフォームを通じて地方公共団体や管理者である土地改良区等に情報を共有し、突発事故や災害時における初動対応をGISを活用して迅速に行うことや、対策箇所の優先順位の検討等に活用。
- 県営造成施設の情報のGIS化を支援する補助事業を平成29年度に創設。

地理情報システム (GIS)



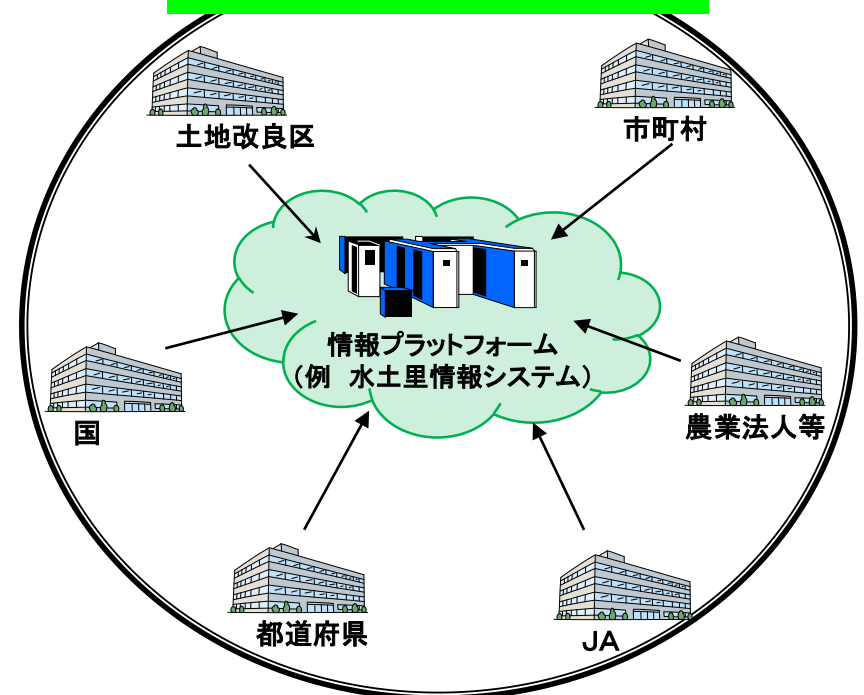
施設情報

- 施設諸元(名称、事業名、延長、構造、規格等)
- 点検・整備(点検日、点検内容、点検費用等)
- 補修履歴(補修内容、補修費用、採用工法、選定理由等)
- 機能診断(健全度評価、劣化要因等)

施設写真



GIS化された施設情報の共有



※ 利用に当たっては、利用契約の締結が必要。利用料は管理運用に充当。

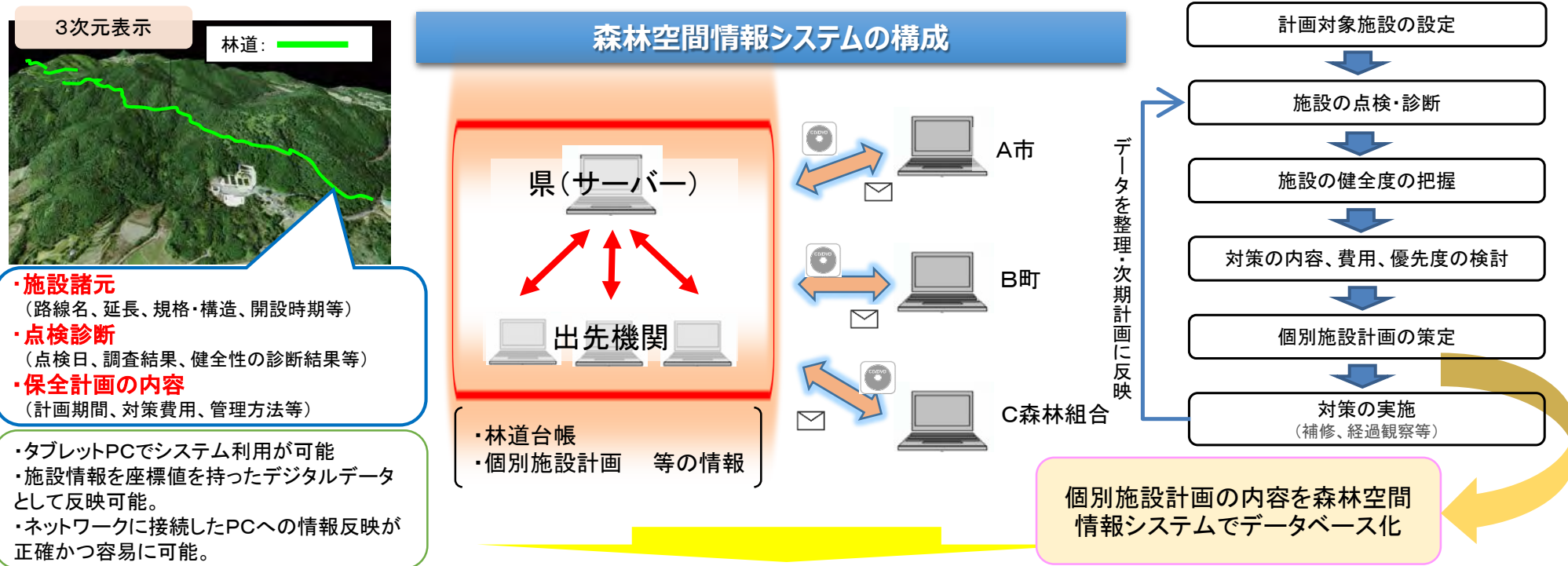
日常管理、対策箇所の優先順位の検討等に活用

Ⅱ 林業関係 インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォーム構築等の推進

- 高度成長期以降、集中的に整備されたインフラの老朽化が一層進むことが見込まれており、財政状況が厳しい中、既存施設の機能を維持していくためには、老朽化した施設の計画的な保全対策が必要。
- 施設の情報が記載された林道台帳は紙ベースで保管されているものや整備時期によって用語が異なるものがあるなど、情報の集計作業に多大な労力を要する場合もある。
- そのため、施設の位置情報も含めた情報の電子化を進めることにより、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な保全対策に活用していく必要がある。

【インフラ情報の電子化の取組事例】

長崎県では、県が主体となり林道台帳等の情報を森林空間情報システムによりデータベース化するとともに、県と出先機関で情報をネットワーク化。また、市町村、森林組合に対しても情報を共有。



個々の取組を他に共有することで横展開を図り、インフラ情報の電子化・データベース化を通じた情報共有の取組を促進